

入 札 説 明 書

桜井市グリーンパーク消防用設備等点検業務委託（非常用放送設備）に係る一般競争入札（条件付き）については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

この入札は、予定価格の事前公表を行い、また郵便入札となります。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知のうえ、入札しなければなりません。この場合において、仕様書等に疑問がある場合は、下記の３に掲げる者に、説明を求めることができます。

１ 公告日 令和７年４月２８日（月）

２ 契約者名 桜井市長 松 井 正 剛

３ 担当部局及び契約条項を示す場所

〒６３３－００５２ 桜井市大字浅古４８５番地の１
桜井市環境部施設課（桜井市グリーンパーク管理工房棟４階）
電話（代表）０７４４－４５－２００１

４ 一般競争入札（条件付き）に付する事項

- （１）業 務 名 桜井市グリーンパーク消防用設備等点検業務委託
（非常用放送設備）
- （２）業務場所 奈良県桜井市大字浅古４８５番地の１
桜井市グリーンパーク 内
- （３）業務番号 環施第８号
- （４）業務概要 桜井市グリーンパークに設置している消防用設備等（非常用放送設備）の機器点検・総合点検を行う。
管理工房棟
非常用放送設備本体 １式
スピーカー １１５台
- （５）業務期間 契約締結日から令和８年３月３１日まで
- （６）予定価格 ３００,０００円 （消費税等を含まない。）

５ 一般競争入札（条件付き）に参加する者に必要な資格

本件の一般競争入札（条件付き）への参加資格のうち、次に掲げる条件をすべて満たす者が、この入札に参加することができます。

- （１）令和７年度桜井市物品購入・業務委託等入札参加資格者名簿に登録されていること。
- （２）業務概要に示す消防用設備に応じた消防設備士又は消防設備点検資格者を有すること。
- （３）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しないこと。
- （４）桜井市契約規則（昭和４４年３月桜井市規則第３号）第２条の２の規定に該当しないこと。

- (5) 公告の日から入札執行の日までの間において、桜井市物品購入等の契約に関する指名停止措置基準に基づく指名停止処分を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年第172号）（以下「旧法」という。）第30条に規定する更生手続開始の申立てを含みます。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (7) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (8) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てがされなかったものとみなす。

6 申請方法

この入札に参加しようとする者は、（様式1）競争入札参加資格確認申請書及び関係資料（以下「資格確認資料」という。）を提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。

(1) 申請書等の配付

- ア 期 間 令和7年4月28日（月）から令和7年5月13日（火）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く）
- イ 時 間 午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く）
- ウ 場 所 桜井市大字浅古485番地の1
桜井市環境部施設課（桜井市グリーンパーク 管理工房棟4階）
（桜井市ホームページからダウンロードできます。）

(2) 申請書等の提出

- ア 期 間 令和7年5月7日（水）から令和7年5月13日（火）まで
（土曜日、日曜日を除く）
- イ 時 間 午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く）
- ウ 場 所 桜井市大字浅古485番地の1
桜井市環境部施設課（桜井市グリーンパーク 管理工房棟4階）
- エ 提出方法 持参又は郵送とします。
- オ 提出書類
- ・競争入札参加資格確認申請書（様式1）
 - ・モラルに対する決意を記載した書面（様式2）
 - ・消防設備士又は消防設備点検資格者免状の写し

(生年月日、本籍等個人情報を削除したもの)

カ 提出部数 各 1 部

7 入札参加資格の決定

- (1) 入札参加資格の確認結果は、令和 7 年 5 月 1 5 日 (木) に確認通知書を交付します。
- (2) 確認の通知を受けた者は、入札参加資格があるものとします。ただし、入札参加資格者は、以後の手続きについて入札執行者の指示に従うものとし、指示に従わない時は入札参加資格を取り消す場合があります。
- (3) 入札参加資格の確認を得ることが出来なかった者は、その理由について下記の期間に説明を求めることができます。

ア 期 間 令和 7 年 5 月 1 9 日 (月)

イ 時 間 午前 9 時から午後 5 時まで (正午から午後 1 時を除く)

ウ 書面で桜井市環境部施設課まで持参してください。

エ 令和 7 年 5 月 2 2 日 (木) までに理由説明書を発送します。

8 仕様書等の配付及び現場確認

入札参加の確認を受けた者には、仕様書等の郵送を次のとおり行います。また、現場確認期間を設けますので、希望する場合は、19. 問い合わせ先へ電話連絡して担当部署と調整を行ったうえで現場確認を行ってください。

ア 仕様書発送期間 令和 7 年 5 月 1 5 日 (木)

※仕様書等の配付を受けていない場合は、当該入札に参加できません。

イ 現場確認期間 令和 7 年 5 月 1 9 日 (月) から令和 7 年 5 月 2 0 日 (火) まで
午前 9 時から午後 5 時まで

9 仕様書等に対する質問

- (1) 仕様書等に対する質問は、質問書 (様式 3) により提出してください。

ア 期 間 令和 7 年 5 月 2 6 日 (月)

イ 時 間 午前 9 時から午後 5 時まで

ウ 提出方法 F A X のみとします。

F A X 番号 : 0 7 4 4 - 4 5 - 2 0 0 2

- (2) (1) の質問に対する回答は、次のとおり行います。

ア 期 間 令和 7 年 5 月 2 8 日 (水)

イ 回答方法 入札参加の確認を受けたすべての者に対して、F A X で回答します。

10 入札書及び入札書郵送用封筒

- (1) 入札書

ア 業務名、入札金額、開札日、入札者住所、代表者名を記載し、届出印と同じ印影を押印してください。

イ 入札金額、代表者名、印影又は重要な文字が誤脱し若しくは不明なときは無効になります。

記入には、筆跡を容易に消すことができる鉛筆やこすると消えるペンなどは使用せず、黒色のペンまたはボールペンを使用するかパソコン・ワープロ等により作成してください。訂正する場合は、砂消しゴムや修正液などは使用せず、訂正箇所には二重線を引き届出印と同じ印影を押印し、訂正箇所の上か横に正しい文字を記入してください。ただし、**金額の訂正はできません**。金額を訂正する場合は、新しい用紙で作り直してください。

(2) 入札書郵送用封筒

- ア 入札書郵送用封筒に入札書を入れ、封かんしてください。封かんは届出印と同じ印影で行ってください。
- イ 封筒の表側または裏側の差出人(入札者)欄に住所、業者名及び代表者名を記載し、届出印と同じ印影を押印してください。
- ウ 1 枚の入札書郵送用封筒に 2 件以上の入札書を入れた場合や、入札書郵送用封筒に記載された件名と封入された入札書に記載された件名が異なる場合等は無効となります。

11 入札書提出方法

入札書は、以下の(1)または(2)の方法により、必ず**受付期間内に必着または持参**するようにしてください。

(1) 郵送の場合

郵便局の窓口において、「**一般書留**」または「**簡易書留**」で郵送手続きを行ってください。郵送に要する費用は入札参加者負担とします。宛先等詳細は、「入札書郵送用封筒記載例」等をご覧ください。

受付期間：令和7年6月9日（月）から令和7年6月13日（金）まで

(2) 持参の場合

入札書郵送用封筒に封かんした入札書を持参してください。受付の際に「郵便入札書等受付票」を交付しますので、本入札手続きが終わるまで大切に保管してください。

受付期間：令和7年6月9日（月）から令和7年6月13日（金）まで

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く。）

担当部署：桜井市大字浅古485番地の1

桜井市環境部施設課（桜井市グリーンパーク 管理工房棟4階）

- ### (3) 入札参加申請以降に入札を辞退される場合は、アまたはイの方法により、入札辞退届を提出してください。入札辞退届を辞退することにより、後日の入札に影響することはありません。また、すでに提出した入札書等の書き換え、引き換え又は取り消しはできません。

ア 郵送の場合

封筒に入札辞退届を封かんして、封筒表面に入札を辞退することがわかるよう「入札辞退届在中」等記載し、令和7年6月13日（金）までに届くように郵送してください。封筒の様式及び郵送方法については問いません。宛先は、入札書提出先と同じです。

イ 持参の場合

令和7年6月13日（金）まで（土曜日、日曜日を除く。午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く。））に、担当部署に入札辞退届を持参してください。担当部署は、入札書提出先と同じです。

- (4) 指定された方法以外で提出された入札書は「無効」となります。また、入札書が受付期間までに到着しなかった場合、入札に参加することはできません。

12 開札日時及び場所

- (1) 日 時 令和7年6月16日(月) 午後2時30分
(2) 場 所 桜井市大字浅古485番地の1 桜井市グリーンパーク 管理工房棟4階
大会議室

13 落札者の決定方法

- (1) 落札決定に当たっては、入札後に予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とし、予定価格を超える場合は失格となります。
(2) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上ある場合は、直ちに「くじ」で決定します。ただし、落札者の決定において、「くじ」を辞退することはできません。

14 くじによる落札者の決定

開札の結果、落札となるべき同価格の入札をしたものが2者以上あるときは、立会人にくじを引かせて落札決定するものとします。立会人が当該者の場合は、その者のくじは当該者が引くものとします。くじを引かない者がある場合は、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとします。本くじに関しての立会人以外の傍聴は認めません。

15 開札の立会い

- (1) 入札参加者のうち希望する者は、開札に立ち会うことができます。(1業者につき1名)
(2) 開札の立会を希望する者は、入札書の提出期限までに、開札立会申請書を持参またはFAX送信してください。
【FAX: 0744-45-2002 ※FAXの場合は、送信後に21.問い合わせ先へ電話連絡してください。】
(3) 開札立会人は2名までとし、希望者が3名以上の場合は、開札立会申請書の先着順で2名とします。
(4) 代理人が立会を希望される場合は、立会委任状が必要となります。開札当日に持参してください。
(5) 開札立会人は、開札当日に開札確認書に署名及び押印が必要になるので、印章(認印可)を持参してください。
(代理人が立会をする場合は、立会委任状に押印している受任者の印を持参してください。)
(6) 開札の立会を希望する者がいない場合は、入札事務に関係のない職員が立会い、開札を行います。

16 入札方法

- (1) 桜井市契約規則第9条第1項に基づき行うものとします。
(2) 入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者で

あるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとします。

なお、入札書に記入する金額は千円の整数倍とし、その表示方法は「××,000円」とします。間違って円単位まで記入した入札書は有効としますが、千円未満は切り捨てるものとします。

- (3) 入札の回数は、1回とします。
- (4) 開札の立会人は、開札立会通知書及び印章(シャチハタ以外)を持参するものとします。代理人が出席される場合は、開札立会通知書、委任状及び代理人の印章(シャチハタ以外)を持参してください。
- (5) 入札書の住所、業者名、代表者名の記入漏れ、印影の押印漏れは無効とします。
- (6) 入札書は封筒に入れ封印し、封筒の表に「**入札書在中**」(朱書き)、封筒の表または裏に住所、業者名及び代表者名を記入し押印してください。住所及び印影は、業者登録の届出と同一のものとしてください。
- (7) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。
- (8) 入札参加申請以降に入札を辞退するときは、入札辞退届を提出してください。

17 入札保証金・契約保証金

桜井市契約規則(昭和44年3月桜井市規則第3号)の定めるところによります。

18 入札の無効等

- (1) 本公告に記載した競争入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札、虚偽の申請を行った者がした入札並びに入札心得等、入札に関する条件に違反した入札は無効とします。
- (2) 入札参加資格を確認された者であっても、入札までに入札参加資格をみたさなくなったときは、入札に参加できません。
- (3) 入札において事故が起きたとき又は、不正な行為があると認めたときは、入札を中止又は延期する場合があります。
- (4) 落札者が契約までに入札参加資格を満たさなくなったときは、契約の締結はできません。

19 契約書作成の要否

要します。落札者は、桜井市契約規則第23条第1項の規定に基づき落札の日から遅滞なく契約を締結するものとします。

20 その他

- (1) 資格確認資料作成説明会及び現場説明会は実施しません。
- (2) 資格確認資料のヒアリングは実施しません。ただし、記載内容が不明瞭で入札参加資格を確認できない場合には、説明を求めることがあります。
- (3) 提出された資格確認資料は返却しません。なお、公表や無断で使用することはありません。
- (4) 入札参加者は、特記仕様書及びその他配付資料等を熟読すると共に、本公告及び入札心得を遵守するものとします。
- (5) 一般競争入札(条件付き)に参加を希望する者が営業停止処分を受けた場合において、営業停

止期間中は、入札参加申込、入札等の営業活動はできないものとします。

21 問い合わせ先

奈良県桜井市大字浅古485番地の1

桜井市環境部施設課

(桜井市グリーンパーク 管理工房棟4階)

電 話 0 7 4 4 - 4 5 - 2 0 0 1

F A X 0 7 4 4 - 4 5 - 2 0 0 2